

セクシュアル・ハラスメント防止に関する 人事院の施策

人事院規則の制定

- 人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）〔平成 10 年 11 月 13 日公布、平成 11 年 4 月 1 日施行〕

人事院規則において、各省各庁の長の責務や職員の責務等を定め、研修の実施や相談体制の整備などの枠組みを構築

ハラスメントに関する研修、啓発等

（研修等）

- ハラスメント防止研修

各府省においてハラスメント防止研修の講師を務めることが
予定される者を対象に実施

- ハラスメント相談員セミナー

各府省のハラスメント相談員を対象に実施

（啓発等）

- 各府省が職員の啓発に活用できる、ハラスメント防止のためのリーフレット等の資料を作成

- 毎年 12 月 4 日～10 日を国家公務員ハラスメント防止週間に設定し、各府省における職員への周知・啓発や人事院による講演会等を開催

〔平成 30 年度における主な取組〕

セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する通知の発出

- 各府省に対して、セクハラに関する基本的な事項について改めて全職員に周知徹底することなどを求める「セクシュアル・ハラスメントの防止等について(平成 30 年 5 月 31 日職員福祉局長通知)」を発出。あわせて、周知用の資料も各府省に提供

〔令和元年度における取組〕

研修の強化

- 幹部職員等に対するセクハラ防止研修の実施を各省各庁の長に義務付けるための改正人事院規則を公布・施行（平成 31 年 4 月 1 日）
- 全職員向けに基礎的知識を習得させることに主眼を置いた、自習用研修教材を作成し、各府省に配布
- 「幹部・管理職員ハラスメント防止研修」を新設し、人事院が実施

セクハラに係る外部相談窓口の設置

- 外部の者が職員からセクハラを受けたとする場合の相談窓口を人事院に設置（平成 31 年 4 月 1 日より）